

あすの福井県を創る運動  
知事表彰、会長表彰を受賞

(一社) あすの福井県を創る協会では、豊かなふるさとづくり運動の推進に継続して貢献し、その功績が著しい個人および団体に対して表彰を行っています。



5月25日(木)に福井県生活学習館(ユーアイ・ふくい)で行われた総会の席上で、功労者知事表彰および優良実践者会長表彰が行われました。あわら市から表彰されたのは、次の皆さんです。(敬称略)

- 知事表彰**  
個人の部 佐々木 泰三
- 会長表彰**  
個人の部 麻王 俊和  
団体の部 伊井親和会
- 問合せ** 文化学習課 ☎73-8041

計量器(はかり)の定期検査を実施します

取引や証明のために使用する計量器は、計量法第19条により、定期検査の受検が義務付けられています。受検が必要な計量器を所持している場合は、必ず検査を受けてください。

また、定期検査に先立ち、事前調査を行います。受検対象となる計量器を所持する事業所などで、期日までに提出ください。詳細は、市のホームページをご覧ください。

**問合せ** 詳細は、市のホームページをご覧ください。  
観光商工課 商工G ☎73-8030

貸し付け面積	交付額
0.1ヘクタール超	10万円以内
0.5ヘクタール以下	10万円以内
0.5ヘクタール超	20万円以内
1.5ヘクタール以下	20万円以内
1.5ヘクタール超	30万円以内

※ただし、金額は予算の範囲内で決定します。

**▼事前調査**  
提出書類 事前調査書  
提出期限 8月10日(木)  
※事前調査書が届かない場合は、観光商工課へご連絡ください。  
※出張検査・代検査を希望する場合は、必ず観光商工課へご連絡ください。この場合、検査手数料のほかに職員・計量士の旅費の負担が必要となります。

**▼定期検査**  
とき 9月25日(月) 10時~15時  
9月26日(火) 10時~15時  
ところ 保健センター 車庫(集合検査) 市役所西側倉庫(集合検査)  
※12時~13時は除く。

**持ち物** 検査申請書(検査手数料分の県収入証紙を添付)、印鑑

農業をやめ農地を貸したいと考えている人へ

農地中間管理機構は、農地の出し手と担い手を効率よく結び付け、農地集積を積極的に進めています。

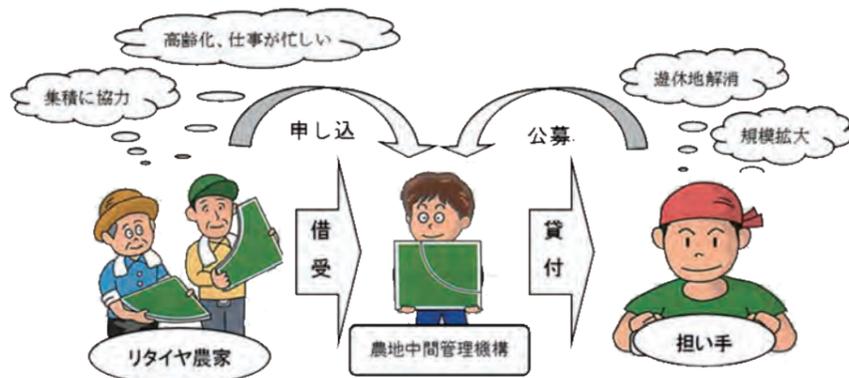
また、農地中間管理機構に農地を貸し付けると経営転換協力金などが交付されます。

- ▼交付要件**
- ① 本年、自らが耕作し所有する農地全てを農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ② 農業振興地域内の農地である。
  - ③ 貸付期間が10年以上である。
  - ④ 各集落の「一人・農地プラン」が見直されたは作成される見込みである。

**▼経営転換協力金について**  
貸し付け面積に応じて、次の金額を交付します。

貸し付け面積	交付額
0.1ヘクタール超	10万円以内
0.5ヘクタール以下	10万円以内
0.5ヘクタール超	20万円以内
1.5ヘクタール以下	20万円以内
1.5ヘクタール超	30万円以内

※ただし、金額は予算の範囲内で決定します。



**申込み** 期限 8月31日(木)  
農林水産課 農政G ☎73-8024

満点のゆ〜i夢カードで、  
お得に健診が受けられます!

ゆ〜i夢カードで健診を受診しませんか?  
満点のゆ〜i夢カード(500円相当)で、下表のあわら市集団健診のいずれか一つの健診を受診できます。あわら市商工会で、満点のゆ〜i夢カードをあわら市集団健診券と交換して、集団健診会場にお持ちください。

**ゆ〜i夢カードの交換先**  
あわら市商工会本所 ☎73-0248  
あわら市商工会戸原支所 ☎78-6311  
健康長寿課 ☎73-8023

健診内容	対象者	健診料金
一般健診	20~39歳	1300円
特定健診	40~64歳の国民健康保険加入者	1300円
	65~74歳の国民健康保険加入者	500円
大腸がん検診	20~69歳	500円
乳がん検診	40~69歳の女性	1000円
	70歳以上の女性	500円
子宮頸がん検診	20~69歳の女性	600円
前立腺がん検診	50~69歳の男性	600円
胃がんリスク検査	40~69歳	1000円
骨密度検査	70歳以上	500円
	20~69歳	500円

対象となる健診(健診料金が500円以上5000円未満)

平成29年8月1日から  
保険証が切り替わります

現在お使いの保険証の有効期限は、平成29年7月31日(月)です。新しい保険証は7月下旬に簡易書留で郵送しますので、氏名や住所に誤りがないか、必ずお確かめください。

8月になっても保険証が届かない場合は、市民課までお問い合わせください。

**問合せ** 市民課 保険年金G ☎73-8015

**後期高齢者医療被保険者証(薄緑色)**

**国民健康保険被保険者証(水色)**

見本

70歳以上の高額療養費制度が改正されます

高額療養費制度は、医療費が高額になった場合に、一定の自己負担限度額を超えた部分が払い戻される制度です。平成29年8月から、70歳以上の区分が、下記のように段階的に変更されます。

▼平成29年7月まで **問合せ** 市民課 保険年金G ☎73-8015

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者 ※1	4万4400円	8万100円 + (医療費 - 26万7000円) × 1% <b>[4万4400円]</b>
一般	1万2000円	4万4400円
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ	8000円	1万5000円

▼平成29年8月から平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
現役並み所得者 ※1	5万7600円	8万100円 + (医療費 - 26万7000円) × 1% <b>[4万4400円]</b>
一般	1万4000円 (年間上限額 14万4000円 ※2)	5万7600円 <b>[4万4400円]</b>
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ	8000円	1万5000円

▼平成30年8月から(現役並み所得者の区分が細分化されます)

所得区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
所得901万円超	25万2600円 + (医療費 - 84万2000円) × 1% <b>[14万100円]</b>	
所得600万円超901万円以下	16万7400円 + (医療費 - 55万8000円) × 1% <b>[9万3000円]</b>	
所得210万円超600万円以下	8万100円 + (医療費 - 26万7000円) × 1% <b>[4万4400円]</b>	
一般	1万8000円 (年間上限額 14万4000円 ※2)	5万7600円 <b>[4万4400円]</b>
低所得Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得Ⅰ	8000円	1万5000円

【 】内は過去12カ月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

※1 住民税課税所得145万円以上の人などで、医療費の自己負担割合が3割の人。

※2 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。